

連結情報

金庫及びその子会社の主要な事業の内容及び組織の構成

東海労働金庫

株式会社東海労金サービス

株式会社東海労金サービス
金庫業務の事務効率化に寄与することを目的に、1987年10月に営業を開始しました。現在では、年間売上高は、2020年度で778百万円、当期純利益は、7百万円となっています。

- ・当金庫の関連業務の受託

金庫の子会社に関する事項

◆株式会社東海労金サービス

| | |
|---|------------------|
| 主たる事務所の所在地 | 名古屋市中区新栄一丁目7番12号 |
| 資本金 | 80百万円 |
| 事業の内容 | 金庫関連業務 |
| 設立年月日 | 1987年10月1日 |
| 金庫が保有する子会社の議決権の 議決権に占める割合 | 100% |
| 金庫の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の 子会社等の議決権の総株主の議決権に占める割合 | — |

金庫及びその子会社の主要な事業の概況

◆金庫及びその子会社の主要な事業の状況を示す指標

(単位:百万円、%)

| 項目 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|-----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 経常収益 | 23,562 | 22,382 | 23,050 | 23,542 | 23,408 |
| 経常利益 | 3,808 | 3,902 | 4,011 | 4,449 | 4,587 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 2,713 | 2,854 | 2,940 | 3,330 | 3,341 |
| 純資産額 | 95,358 | 97,915 | 100,150 | 101,444 | 105,833 |
| 総資産額 | 1,924,062 | 2,052,872 | 2,207,475 | 2,220,662 | 2,196,869 |
| 連結自己資本比率 | 10.31 | 10.04 | 9.45 | 9.18 | 9.21 |

(注) 1. 連結貸借対照表関係の項目については、各年度の期末残高を記載しています。

2. 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」により連結自己資本比率を算定しています。
なお、当金庫は国内基準を採用しております。

◆金庫及びその子会社の事業の概況

| | |
|-------|---|
| 純資産の部 | 当金庫と株式会社東海労金サービスを連結した結果、連結剰余金は983億27百万円となりました。また、出資金は上記会社からの出資を受け入れていませんので、金庫単体の金額と変わらず、53億37百万円です。 |
| 預金 | 当金庫と上記連結対象子会社の預金を調整消去した結果、期末預金残高は1兆8,994億7百万円(譲渡性預金除く)となりました。 |
| 貸出金 | 当金庫は上記連結対象子会社等への貸出金はないため、金庫単体の貸出金残高と変わらず、期末貸出金残高は1兆5,583億41百万円となりました。 |
| 損益 | 2020年度の経常収益は234億8百万円、経常費用は188億20百万円となりました。その結果、上記連結対象子会社との全体の親会社株主に帰属する当期純利益は33億41百万円となりました。 |

◆連結セグメント情報

連結の対象となる株式会社東海労金サービスは金庫関連業務の受託のほか、リース業を営んでいますが、その事業の種類ごとの区分に属する経常収益、経常利益の額及び資産の額(以下「経常収益等」といいます)の経常収益等の総額に占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

連結財務諸表

◆連結貸借対照表

(単位:百万円)

| 科 目 | 2019年度 | 2020年度 |
|-------------------------|-----------|-----------|
| 現 金 及 び 預 け 金 | 573,597 | 499,369 |
| コ ー ル ロ ン 及 び 買 入 手 形 | — | — |
| 買 現 先 勘 定 | — | — |
| 債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金 | — | — |
| 買 入 金 錢 債 権 | 7,832 | 7,796 |
| 金 錢 の 信 託 | 2,000 | 1,500 |
| 商 品 有 価 証 券 | — | — |
| 有 価 証 券 | 87,768 | 102,906 |
| 貸 出 金 | 1,521,817 | 1,558,341 |
| 外 国 為 替 | — | — |
| そ の 他 資 産 | 11,601 | 11,369 |
| 有 形 固 定 資 産 | 14,140 | 14,323 |
| 建 物 | 4,553 | 4,570 |
| 土 地 | 8,937 | 8,931 |
| リ 一 ス 資 産 | — | — |
| 建 設 仮 勘 定 | 63 | — |
| そ の 他 の 有 形 固 定 資 産 | 585 | 821 |
| 無 形 固 定 資 産 | 102 | 227 |
| ソ フ ト ウ エ ア | 88 | 214 |
| の れ ん | — | — |
| リ 一 ス 資 産 | — | — |
| そ の 他 の 無 形 固 定 資 産 | 13 | 12 |
| 退 職 給 付 に 係 る 資 産 | 329 | 235 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 1,248 | 648 |
| 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産 | — | — |
| 債 务 保 証 見 返 | 309 | 258 |
| 貸 倒 引 当 金 | △85 | △108 |
| そ の 他 の 引 当 金 | — | — |
| 資 産 の 部 合 計 | 2,220,662 | 2,196,869 |
| 預 金 積 金 | 1,773,881 | 1,899,407 |
| 譲 渡 性 預 金 | 40,233 | 44,358 |
| 借 用 金 | 296,200 | 141,000 |
| コ ー ル マ ネ ー 及 び 売 渡 手 形 | — | — |
| 売 現 先 勘 定 | — | — |
| 債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金 | — | — |
| コ マ ー シ ャ ル ・ ベ ー パ ー | — | — |
| 外 国 為 替 | — | — |
| そ の 他 負 債 | 4,651 | 4,668 |
| 代 理 業 務 勘 定 | — | — |
| 賞 与 引 当 金 | 399 | 379 |
| 役 員 賞 与 引 当 金 | — | — |
| 退 職 給 付 に 係 る 負 債 | 3,250 | 653 |
| 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 | 116 | 152 |
| そ の 他 の 引 当 金 | 176 | 157 |
| 特 別 法 上 の 引 当 金 | — | — |
| 繰 延 税 金 負 債 | — | — |
| 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債 | — | — |
| 負 の の れ ん | — | — |
| 債 务 保 証 | 309 | 258 |
| 負 債 の 部 合 計 | 2,119,218 | 2,091,036 |
| 出 資 金 | 5,340 | 5,337 |
| 優 先 出 資 申 込 証 拠 金 | — | — |
| 資 本 剰 余 金 | — | — |
| 利 益 剰 余 金 | 95,399 | 98,327 |
| 処 分 未 濟 持 分 | △1 | △2 |
| 自 己 優 先 出 資 | — | — |
| 自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金 | — | — |
| 会 員 勘 定 合 計 | 100,737 | 103,662 |
| そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 706 | 2,170 |
| 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 | — | — |
| 土 地 再 評 価 差 額 金 | — | — |
| 為 替 換 算 調 整 勘 定 | — | — |
| 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 | 706 | 2,170 |
| 新 株 予 約 権 | — | — |
| 少 数 株 主 持 分 | — | — |
| 純 資 產 の 部 合 計 | 101,444 | 105,833 |
| 負 債 及 び 純 資 產 の 部 合 計 | 2,220,662 | 2,196,869 |

■連結貸借対照表注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式については、移動平均法による原価法、その他有価証券については、原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において、信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

4. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

5. 有形固定資産の減価償却の方法

当金庫の有形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 19年～50年

その他の 3年～15年

連結される子会社の有形固定資産の減価償却については、資産の見積耐用年数に基づき主として定額法により償却しております。

6. 無形固定資産の減価償却の方法

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては当金庫並びに連結される子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

7. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当金庫並びに連結される子会社の外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準については、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付してております。

8. 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号 令和2年10月8日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権のうち、銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する要管理先債権については今後3年間の予想損失額、その他の債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績または倒産実績を基礎とした貸倒実績率または倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

9. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

10. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用の損益処理方法及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

(1)過去勤務費用

その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（7年）による定額法により損益処理

(2)数理計算上の差異

各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌連結会計年度から損益処理

11. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

12. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

13. 特別法上の引当金

特別法上の引当金は計上しておりません。

14. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計は適用しておりません。

15. 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
連結される子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

16. 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

| | |
|----------------|--------------|
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 11,407,294千円 |
| 有形固定資産の圧縮記帳額 | 136,246千円 |

17. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する

| | |
|--------|-----------|
| 金銭債権総額 | 133,130千円 |
|--------|-----------|

18. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する

| | |
|--------|--------|
| 金銭債務総額 | ありません。 |
|--------|--------|

19. リース取引

連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、営業用車両等については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

20. 破綻先債権額及び延滞債権額

貸出金のうち、破綻先債権額は747,533千円、延滞債権額は5,951,989千円であります。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により、元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。

21. 3カ月以上延滞債権額

貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は241,814千円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で「破綻先債権」及び「延滞債権」に該当しないものであります。

22. 貸出条件緩和債権額

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,286千円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄、その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破綻先債権」、「延滞債権」及び「3カ月以上延滞債権」に該当しないものであります。

23. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額

破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、6,948,624千円であります。

なお、20.から23.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

24. 担保に供している資産

担保に供している資産は次のとおりであります。

| 担保に供している資産 | |
|--|---------------|
| 定期預け金 | 211,614,000千円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預 金 | 3千円 |
| 借 用 金 | 141,000,000千円 |
| 上記のほか、定期預け金を為替決済及び当座貸越の担保として 37,778,300千円差し入れております。 | |

25. 出資1口当たりの純資産額

19,836円06銭

26. 金融商品の状況に関する事項**(1)金融商品に対する取組方針**

当金庫グループは、預金取扱金融機関として、預金業務を行い、普通預金、定期性預金等により資金を調達しております。また、調達した資金は住宅ローン等、融資業務により運用を行うとともに、市場運用業務を行っております。

このため、金利等、市場の変動により当金庫グループの収益が大きく影響を受けるため、資産及び負債の総合的管理（ALM）を実施し、収益とリスクをコントロールしております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当金庫グループが保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金であります。貸出金の多くは個人のお客様を対象とした住宅ローン等であり、これは、契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されておりますが、与信の集中リスクは殆どありません。

また、特に長期間にわたり金利が固定される住宅ローンについては、金利の変動リスクが大きいため、その一部については、証券化とよばれる手法を用いてリスクを削減しております。

有価証券は、国債等債券を中心とした株式、投資信託等で構成されており、その他目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。なお、外貨建有価証券は保有していません。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、金利の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制**①信用リスクの管理**

当金庫グループは、信用リスクの適切な管理を行うため、「信用リスク管理方針」「クレジット・ポリシー」をはじめ、融資業務、信用リスク管理に関する各諸規程に従い、貸出金については個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応等、与信管理に関する体制を整備・運営しております。また、融資商品や制度に係る諸規程等に関する研修を定期的に実施することにより、信用リスク管理の実効性を確保しております。日常的な信用リスク管理は、審査管理部門、リスク統括部門が行っております。信用リスクの管理状況、信用リスク量等については、月次で部長会に報告し、定期的に常務会及び理事会に報告しております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク統括部門において、信用リスク量の把握、格付の状況等をチェックし、部長会に報告しております。

②市場リスクの管理**(i)金利リスクの管理**

当金庫グループは、金利リスクの適切な管理を行うため、「市場リスク管理方針」をはじめ、市場リスク管理に関する諸規程において、リスク管理方法や手順等を明記しております。

日常的な金利リスクの管理は、リスク統括部門が行っております。リスク統括部門は、有価証券の金利リスク、及び、預金・貸出金等を含めた全体の金利リスクをVar（バリュー・アット・リスク）とよばれる手法を用いて計量化し、月次で部長会に報告するとともに、定期的に常務会及び理事会に報告しております。なお、金利の変動リスク等をヘッジするため、証券化取引を行っております。

(ii)為替リスクの管理

当金庫グループは、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとにリスク量の計量化を行う等の管理を行っております。なお、為替リスクのヘッジとして、通貨スワップ等、デリバティブ取引は行っておりません。

(iii)価格変動リスクの管理

当金庫グループは、価格変動リスクの適切な管理を行うため、「市場リスク管理方針」をはじめ、市場リスク管理、並びに資金運用に関する諸規程において、リスク管理方法や投資基準等を明記しております。

日常的な価格変動リスクの管理は、リスク統括部門が行っております。リスク統括部門は有価証券の価格変動リスクをVaR（バリュー・アット・リスク）を用いて日次で計量化し、市場運用部門に報告しております。また、リスク管理の状況を月次で部長会に報告するとともに、定期的に常務会及び理事会に報告しております。

有価証券等、市場運用商品の買入や管理については、資金運用の諸規程に従い、市場運用部門が行っております。

(iv)デリバティブ取引の管理

デリバティブ取引の管理に関しては、基本的に金利リスク管理に準じて行っております。

(v)市場リスクに係る定量的情報

当金庫グループでは主な金融資産（「預け金」、「買入金銭債権」、「有価証券（非上場株式を除く）」、「貸出金」）と金融負債（「預金」、「借用金」）の市場リスク量を月次でVaR（バリュー・アット・リスク）により計測し、リスク量がリスク限度額の範囲内におさまるようコントロールしております。

当金庫グループのVaR（バリュー・アット・リスク）は分散共分散法（①有価証券：保有期間30日、信頼区間99%、観測期間250日、②その他の金融資産・金融負債：保有期間250日、信頼区間99%、観測期間250日）とよばれる手法により算出しております。令和3年3月31日現在における当金庫グループの市場リスク量は有価証券1,353,699千円、その他の金融資産・金融負債11,147,701千円となりました。

なお、有価証券については、VaR（バリュー・アット・リスク）の値と実際の損益の動きを比較する「バックテストティング」を定例的に実施し、VaR（バリュー・アット・リスク）モデルの有効性を検証しております。ただし、VaR（バリュー・アット・リスク）は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率における市場リスク量を計測しており、市場が通常では考えられないほど急激に変動した場合にはリスクが捕捉できない場合があります。

(vi)流動性リスクの管理

当金庫グループは、貸出金等金融資産と預金等金融負債の契約期日や換金性の相違等により、流動性リスクに晒されております。流動性リスクに関しては、資金繰り管理部門、及びリスク統括部門が日々適切に管理するとともに、その管理状況を部長会に報告しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることもあります。

27. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。（時価等の算定方法については（注1）を参照）。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）を参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位:千円）

| | 連結貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|------------------------|--------------------------|---------------|-----------|
| (1)預け金 | 484,670,790 | 486,014,538 | 1,343,748 |
| (2)買入金銭債権 貸倒引当金（*1） | 7,796,645 △2 | | |
| (3)金銭の信託 | 7,796,643 | 8,106,038 | 309,392 |
| (4)有価証券 | 1,500,000 | 1,500,000 | - |
| 満期保有目的の債券 | - | - | - |
| その他有価証券 | 102,897,045 | 102,897,045 | - |
| (5)貸出金 貸倒引当金（*2） | 1,558,341,802 △81,168 | | |
| | 1,558,260,633 | 1,563,226,326 | 4,965,693 |
| 金融資産計 | 2,155,125,111 | 2,161,743,948 | 6,618,836 |
| (1)預金積金 | 1,899,407,715 | 1,899,918,558 | 510,843 |
| (2)譲渡性預金 | 44,358,888 | 44,366,958 | 8,070 |
| (3)借用金 | 141,000,000 | 141,000,000 | - |
| 金融負債計 | 2,084,766,603 | 2,085,285,517 | 518,913 |

(*1) 買入金銭債権に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の算定方法

金融商品の時価の算定方法については、日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（平成30年2月16日）、及び同業種別委員会報告第44号「銀行等金融機関における金融商品の時価等の開示に関する監査上の留意事項（中間報告）」（平成21年12月18日）等を参考に下記のとおりの方法により算出しております。

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される固定金利で割り引くことにより、時価を算定しております。

(2)買入金銭債権

当金庫グループが保有している買入金銭債権は、住宅ローン証券化実施に伴い当金庫グループが保有する受益権（メザニン受益権、劣後受益権等）であります。買入金銭債権は、証券化対象となった貸出金を通常の貸出金と同様の方法で時価を算定し、その合計金額から投資家へ販売した受益権（優先受益権）の時価の合計金額を控除することにより、時価を算定しております。

(3)金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または情報ベンダーが一般に提供している価格若しくは取引金融機関から提示された価格によって時価算定を行っております。投資信託は取引所の価格または投資信託委託会社等により公表されている基準価格によって時価算定しております。

(4)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または情報ベンダーが一般に提供している価格若しくは取引金融機関から提示された価格によって時価算定を行っております。投資信託は取引所の価格または投資信託委託会社等により公表されている基準価格によって時価算定しております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については28.から32.までに記載しております。

(5)貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、貸出金については、繰上返済等、いわゆるプリペイメントが発生するため、時価の算定においては、その影響を考慮しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限る等の特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金は、種類や区分ごとに元利金の合計額を新規の定期性預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いて時価を算定しております。定期性預金については、中途解約等、いわゆるプリペイメントが発生するため、時価の算定においては、その影響を考慮しております。

(2)譲渡性預金

譲渡性預金は、預金積金と同様の方法により、時価を算定しております。なお、譲渡性預金については、プリペイメントを考慮していません。

(3)借用金

借用金については、固定金利によるものであります。なお、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:千円)

| 区分 | 連結貸借対照表計上額 |
|----------|------------|
| 非上場株式(*) | 9,450 |
| 合 計 | 9,450 |

(*)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

28. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項

有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

- (1)売買目的有価証券 ありません。
- (2)満期保有目的の債券 ありません。
- (3)その他有価証券

(単位:千円)

| | 種類 | 連結貸借対照表計上額 | 取得原価 | | 差額 |
|------------------------|------|-------------|------------|-----------|----|
| | | | 期初 | 期末 | |
| 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株式 | 1,464,651 | 736,477 | 728,174 | |
| | 債券 | 52,607,298 | 51,291,043 | 1,316,254 | |
| | 国債 | 37,338,016 | 36,274,561 | 1,063,454 | |
| | 地方債 | — | — | — | |
| | 短期社債 | — | — | — | |
| | 社債 | 15,269,281 | 15,016,481 | 252,799 | |
| | その他 | 22,848,849 | 21,379,315 | 1,469,533 | |
| | 小計 | 76,920,798 | 73,406,836 | 3,513,962 | |
| | 株式 | 43,878 | 48,450 | △4,572 | |
| | 債券 | 15,674,740 | 16,045,332 | △370,592 | |
| 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 国債 | 8,771,800 | 9,055,301 | △283,501 | |
| | 地方債 | — | — | — | |
| | 短期社債 | — | — | — | |
| | 社債 | 6,902,940 | 6,990,030 | △87,090 | |
| | その他 | 10,257,629 | 10,401,285 | △143,656 | |
| | 小計 | 25,976,247 | 26,495,068 | △518,821 | |
| | 合計 | 102,897,045 | 99,901,904 | 2,995,141 | |

29. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券 ありません。**30. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券**

(単位:千円)

| | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|------|-----------|---------|---------|
| 株式 | 198,664 | 61,688 | 15,377 |
| 債券 | — | — | — |
| 国債 | — | — | — |
| 地方債 | — | — | — |
| 短期社債 | — | — | — |
| 社債 | — | — | — |
| その他 | 882,025 | 148,954 | — |
| 合計 | 1,080,689 | 210,643 | 15,377 |

31. 保有目的区分を変更した有価証券 ありません。**32. 減損処理を行った有価証券**

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べ著しく下落し、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）したものはありません。

なお、当金庫グループは時価が取得原価に比べて30%以上下落している場合に、時価が「著しく下落した」と判断しております。

33. 金銭の信託の保有目的別内訳

- (1)運用目的の金銭の信託 1,500,000千円
- (2)満期保有目的の金銭の信託 ありません。
- (3)その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外） ありません。

34. 有価証券の貸付等

ありません。

35. 当座貸越契約等

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であり、これらの契約に係る融資未実行残高は、193,886,664千円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（または任意の時期に無条件で取消可能なもの）は42,848,797千円であります。

これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫グループの将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫グループが実行申し込みをうけた融資の拒絶または契約極度額の減額ができる旨の条項がつけられております。

また、契約時ににおいて必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

なお、総合口座についての未実行残高は上記の金額のうち150,812,679千円でありますが、定期預金を担保としており債権保全上の措置をとっております。

36. 退職給付債務等

当連結会計年度末の退職給付債務等は次のとおりであります。

| | |
|------------------|--------------|
| 退職給付債務 | △9,752,534千円 |
| 年金債務（時価） | 9,284,024千円 |
| 未積立退職給付債務 | △468,510千円 |
| 未認識数理計算上の差異 | 146,848千円 |
| 未認識過去勤務費用（債務の減額） | △95,709千円 |
| 連結貸借対照表計上額の純額 | △417,371千円 |
| 退職給付に係る資産 | 235,745千円 |
| 退職給付に係る負債 | △653,116千円 |

37. 重要な会計上の見積り

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号令和2年3月31日）を当連結会計年度から適用しておりますが、重要性が乏しいため注記を省略しております。

以上

連結財務諸表

◆連結損益計算書

| 科 目 | 2019年度 | 2020年度 |
|-------------------------------|--------|--------|
| 経 常 収 益 | 23,542 | 23,408 |
| 資 金 運 用 収 益 | 20,413 | 20,585 |
| 貸 出 金 利 息 | 17,767 | 17,996 |
| 預 け 金 利 息 | 1,397 | 1,202 |
| コールローン利息及び買入手形利息 | — | — |
| 買 現 先 利 息 | — | — |
| 債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息 | — | — |
| 有 価 証 券 利 息 配 当 金 | 898 | 974 |
| そ の 他 の 受 入 利 息 | 350 | 410 |
| 役 務 取 引 等 収 益 | 1,195 | 1,194 |
| そ の 他 業 務 収 益 | 1,919 | 1,397 |
| そ の 他 経 常 収 益 | 13 | 230 |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 益 | — | — |
| 償 却 債 権 取 立 益 | 0 | 0 |
| そ の 他 の 経 常 収 益 | 13 | 230 |
| 経 常 費 用 | 19,093 | 18,820 |
| 資 金 調 達 費 用 | 786 | 837 |
| 預 金 利 息 | 764 | 814 |
| 給 付 補 備 金 繰 入 額 | — | — |
| 譲 渡 性 預 金 利 息 | 20 | 22 |
| 借 用 金 利 息 | — | — |
| コールマネー利息及び売渡手形利息 | — | — |
| 売 現 先 利 息 | — | — |
| 債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息 | 1 | — |
| コマーシャル・ペーパー利息 | — | — |
| そ の 他 の 支 払 利 息 | — | — |
| 役 務 取 引 等 費 用 | 5,475 | 5,390 |
| そ の 他 業 務 費 用 | 275 | 8 |
| 経 費 | 12,254 | 12,545 |
| そ の 他 経 常 費 用 | 301 | 38 |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 | 24 | 23 |
| そ の 他 の 経 常 費 用 | 276 | 15 |
| 経 常 利 益 | 4,449 | 4,587 |
| 特 別 利 益 | 166 | 2 |
| 固 定 資 産 処 分 益 | — | 2 |
| 負 の の れ ん 発 生 益 | — | — |
| そ の 他 の 特 別 利 益 | 166 | — |
| 特 別 損 失 | 1 | 10 |
| 固 定 資 産 処 分 損 | 1 | 10 |
| 減 損 損 失 | — | — |
| そ の 他 の 特 別 損 失 | — | — |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 | 4,614 | 4,580 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 1,216 | 1,194 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | 66 | 43 |
| 法 人 税 等 合 計 | 1,283 | 1,238 |
| 少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益 | 3,330 | 3,341 |
| 少 数 株 主 利 益 | — | — |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | 3,330 | 3,341 |

◆連結損益計算書注記

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資 1 口当たりの当期純利益金額

626円23銭

◆連結剰余金計算書

(単位:百万円)

| 科 目 | 2019年度 | 2020年度 |
|-------------------------------|--------|--------|
| (資 本 剰 余 金 の 部) | | |
| 資 本 剰 余 金 期 首 残 高 | — | — |
| 資 本 剰 余 金 增 加 高 | — | — |
| 資 本 剰 余 金 減 少 高 | — | — |
| 資 本 剰 余 金 期 末 残 高 | — | — |
| (利 益 剰 余 金 の 部) | | |
| 利 益 剰 余 金 期 首 残 高 | 92,482 | 95,399 |
| 利 益 剰 余 金 增 加 高 | 3,330 | 3,341 |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | 3,330 | 3,341 |
| 利 益 剰 余 金 減 少 高 | 413 | 413 |
| 配 当 金 | 413 | 413 |
| 利 益 剰 余 金 期 末 残 高 | 95,399 | 98,327 |

連結自己資本比率の充実の状況

◆連結自己資本比率(国内基準)

| 2019年度末 | 2020年度末 |
|---------|---------|
| 9.18 | 9.21 |

(単位:%)

◆連結自己資本比率の明細(国内基準)

| 項目 | 2019年度末 | 2020年度末 |
|--|-----------|-----------|
| コア資本に係る基礎項目(1) | | |
| 普通出資または非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額 | 100,324 | 103,249 |
| うち、出資金及び資本剰余金の額 | 5,340 | 5,337 |
| うち、利益剰余金の額 | 95,399 | 98,327 |
| うち、外部流出予定額(△) | 413 | 413 |
| うち、上記以外に該当するものの額 | △1 | △2 |
| コア資本に算入されるその他の包括利益累計額または評価・換算差額等 | — | — |
| うち、為替換算調整勘定 | — | — |
| うち、退職給付に係るものの額 | — | — |
| コア資本に係る調整後少数株主持分の額 | — | — |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | 64 | 88 |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 | 64 | 88 |
| うち、適格引当金コア資本算入額 | — | — |
| 適格化資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | — |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | — |
| 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | — |
| 少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | — |
| コア資本に係る基礎項目の額(イ) | 100,388 | 103,338 |
| コア資本に係る調整項目(2) | | |
| 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額 | 102 | 227 |
| うち、のれんに係るものの額 | — | — |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 | 102 | 227 |
| 繰延税金資産(一時差異に係るもの除去。)の額 | — | — |
| 適格引当金不足額 | — | — |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | 307 | 266 |
| 負債の評価勘定により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | — | — |
| 前払年金費用の額 | 329 | 235 |
| 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 | — | — |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | — | — |
| 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 | — | — |
| 労働金庫連合会の対象普通出資等の額 | — | — |
| 特定項目に係る10%基準超過額 | — | — |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | — | — |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | — | — |
| うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | — | — |
| 特定項目に係る15%基準超過額 | — | — |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | — | — |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | — | — |
| うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | — | — |
| コア資本に係る調整項目の額(ロ) | 739 | 729 |
| 自己資本 | | |
| 自己資本の額((イ)－(ロ))(ハ) | 99,649 | 102,608 |
| リスク・アセット等(3) | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | 1,053,663 | 1,082,001 |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 | △750 | △750 |
| うち、他の金融機関等向けエクスポート | △750 | △750 |
| うち、上記以外に該当するものの額 | — | — |
| オペレーションル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 | 31,432 | 31,902 |
| 信用リスク・アセット調整額 | — | — |
| オペレーションル・リスク相当額調整額 | — | — |
| リスク・アセット等の額の合計額(二) | 1,085,095 | 1,113,904 |
| 連結自己資本比率 | | |
| 連結自己資本比率((ハ)/(二)) | 9.18 | 9.21 |

(注)当金庫連結グループは、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準」(以下、「自己資本比率告示」といいます。)により連結自己資本比率を算定しています。
なお、当金庫グループは国内基準を採用しております。

「連結子法人等の少数株主持分」

連結財務諸表作成にあたって、連結子法人等における親会社(労働金庫)以外の株主(外部株主)がある場合に純資産の部に計上するその株式の持分相当額です。

「為替換算調整勘定」とは

在外子会社等の財務諸表の換算手続において発生する決算時為替相場で換算される円貨額と、取得時または発生時の為替相場で換算される円貨額との差額のことです。

なお、当金庫の子会社等のうち在外子会社等に該当するものはありません。

(注)その他の用語等の説明については、P.7～P.8をご覧ください。

■連結の範囲に関する事項

- ・連結の範囲について、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号。以下、「自己資本比率告示」といいます。)第3条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(連結グループ)に属する会社」と「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条に基づき連結の範囲に含まれる会社」に相違はありません。
- ・当金庫の連結子会社(連結自己資本比率を算出する対象となる子会社)は1社(P.15をご覧ください)です。
- ・告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等に該当するものはありません。
- ・連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものに該当するものはありません。
- ・連結グループのうち、自己資本比率規制の対象となる子会社等はありません。したがって、グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等は設けておりません。

貸出金等に関する指標

◆リスク管理債権(破綻先債権・延滞債権・3ヶ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権)合計額

上記債権の2020年度金額は単体で算出したものと同一になっております。用語、金額とも単体のもの(P.10)をご参照ください。